

認定こども園・保育園(2号認定子ども)にかかる給食費 基準額表

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			給食費 (月額・円)	
階層	定 義		3歳以上児	
第1	生活保護法による被保護世帯		0	
第2	1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
	2		上記以外の世帯	0
第3	1	市町村民税均等割額のみ課税世帯	ひとり親世帯等	0
	2		上記以外の世帯	0
	3	市町村民税所得割額48,600円未満	ひとり親世帯等	0
	4		上記以外の世帯	0
第4	1	市町村民税所得割額48,600円以上73,000円未満	ひとり親世帯等	0
			上記以外の世帯	0
	2	市町村民税所得割額73,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	0
			上記以外の世帯	4,500
		市町村民税所得割額77,101円以上97,000円未満	4,500	
第5	1	市町村民税所得割額97,000円以上133,000円未満	4,500	
	2	市町村民税所得割額133,000円以上169,000円未満	4,500	
第6	市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満		4,500	
第7	市町村民税所得割額301,000円以上		4,500	

【注意事項】

★ 給食費の算定について

- ① 4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税額を基に給食費を算定します。このため、8月以前と9月以降で異なることがあります。
- ② 給食費の算定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除・株式譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ③ 未婚のひとり親家庭を対象として、寡婦(寡夫)控除額をみなし適用した市町村民税額で給食費を決定します。
- ④ 父母の合計所得が1,325,000円以下(母子・父子家庭の場合は459,000円以下)の場合、同居の祖父母のうち所得の高い方の税額を加算します。

★ 給食費の軽減について

- ① 市町村民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等にあつては77,101円未満)の世帯(年収360円未満相当世帯)については、給食費が免除になります。
- ② 第3子以降の給食費は無料となります。